



## 本会の特色

会員が安心して業務に専念出来る為の様々な特色、サービスをご紹介します。

### 専用システムによる健康保険の取扱い

鹿児島県知事及び九州厚生局長と三者協定を締結しておりますので、入会日より健康保険の取扱いが可能となります。なお、保険請求事務作業については、迅速且つ正確な事務処理を行っております。また、保険研修会を開催し、実施報告書を九州厚生局に報告することにより会員が行う保険請求について質の担保を図っています。

### 審査会への審査員派遣

鹿児島県柔道整復療養費審査会（公的審査会）の審査会に審査員を派遣しており、全ての療養費支給申請書が審査会の権限によって包括的、且つ中立公平な体制により審査されています。

### 学術研鑽・生涯学習の推進

柔整分野に留まらず広い分野に於いて専門的な知識を有する講師を招聘し、学会、研修会、勉強会等を開催しております。全て無料で受講することができますので資質・学術・臨床能力を高める機会が沢山ございます。また、支部会等を通じて、年齢や経験の異なる仲間やベテランの先生達と横の繋がりを築くことも出来ます。

### 懇切丁寧な相談窓口

本会では事務局に保険業務専門の事務職員が常駐しておりますので、保険制度や返戻の保険者対応など疑問点や問題について、いつでも気軽に相談が可能です。また、柔整業務に関する専門的な内容につきましても、保険部を設置しており、担当役員がタイムリーに懇切丁寧な対応を致します。

### 介護分野に於ける資質の向上

（公社）日本柔道整復師会主催の機能訓練指導員認定柔道整復師基礎講座、フォローアップ講座を開催しており、最新の情報提供や介護分野に於ける資質向上を図っています。また、介護認定審査会の委員を推薦し鹿児島県下の自治体とのネットワークを構築しており、交渉の窓口を確保しております。

### 顧問制度

顧問の医師、弁護士、公認会計士を有し、諸問題に対して素早い対応に努め、生じた問題を適切に解決へ導きます。

### 研修生制度が充実

本会賛助会員（年会費12,000円）として登録することにより、各種研修会並びに卒業臨床研修制度の案内を受けることができます。なお、本会主催の学会・研修会・救護活動等に正会員同様に参加出来ます。

### 救護・ボランティア活動の実施

青少年の不良化防止と健全育成を目的とした鹿児島県少年柔道学年別錬成大会を開催しております。また、鹿児島マラソン、各種スポーツ大会に於いて救護活動を実施しております。また、障害者支援施設へのボランティア活動も実施しており、これらの活動は地域の方々から高い評価を頂いております。また、これらの救護活動に参加した方へは、本会規程に基づき日当、交通費をお支払い致します。

### 女性会員も多数在籍

本会には女性の柔道整復師が多数在籍しており、皆さんそれぞれが自分自身でキャリアを考えて構築し、現場で活躍しています。また、入会後も女性会員相互のネットワークにより悩み相談や情報交換も出来ますので、入会後は安心して業務に励むことが出来ます。

### 最新の情報提供

会報、機関誌（郵便によるお知らせ/毎月1回）、ホームページ上で医療制度の改正、保険取り扱い等の情報、各種マニュアル等の情報を迅速且つ正確に提供し、周知徹底を図ります。

### 表彰制度

叙勲・大臣・知事・公衆衛生協会表彰の推薦を行い、業務を通じて地域医療への貢献や会運営に功労のあった会員に対し、表彰規程に基づき表彰致します。また、柔道大会出場選手に対しては出場回数に応じた表彰、学術大会発表者に対しても副賞の記念品を添え表彰致します。

### 特別融資制度の斡旋

鹿児島銀行・南日本銀行と融資協定を締結しておりますので、開業準備資金、運転資金、機器購入資金、増改築資金等を特別融資制度（低金利）で融資を受けることが出来ます。

### 協同組合による各種割引

医療保険・生命保険・自動車保険・火災保険など団体割引が適用され、掛金を安価に抑えることが出来ています。また、万が一の事故に備える柔道整復師賠償責任保険についても取り扱っています。（詳しくは「よくあるご質問」を参照のこと）なお、日頃の業務で使用する療養費支給申請書、施術録、衛生材料などが会員特別斡旋価格で購入利用が出来ます。

### 充実した福利厚生

日本柔道整復師国民年金基金の推進、斡旋を行っており、職能型国民年金基金として、掛金は全額が税金控除の対象となります。また、慶弔見舞規程や健康診断の実施など、福利厚生制度も充実しており、会員が安心して業務に専念できる環境を整えております。

### 鍼灸の併設が可能

法律に則り規程通り開業、実施することが出来ます。



## よくあるご質問にお答えします。

### Q 会員数はどれくらいですか？

A 正社員 247 名、賛助会員 88 名（平成 30 年 6 月現在）所属しています。鹿児島県内で一番多くの柔道整復師に選ばれている団体で、会員数も年々増加しています。公益社団法人に所属すること自体が大きなメリットですので、是非本会の一員として永くこの仕事を続け地域医療に貢献して頂きたいと思えます。

### Q スムーズに入会できますか？

A 入会にあたっては①入会関係書類の提出②入会時諸経費の入金が完了すれば正式入会となります。厚生局や保険者への手続きは全て本会が行いますのでとても簡単です。なお、本会は三者協定に基づき入会日から健康保険が適用されます。開業前でも様々なご相談にのりますので、新規開業を検討されている先生はいつでもお気軽にご相談ください。

### Q 療養費支給申請書や施術録の書き方は教えて貰えますか？

A 基本的な療養費の仕組みや健康保険取扱いにおけるルールをはじめ、開業に関する冊子並びに入会説明時に公益社団専用の療養費支給申請書や施術録の記載要領もお渡しします。開業後も保険部の役員の先生がしっかりとフォローしてくれますので心配ありません。

### Q 保険業務や申請書の返戻対応はどうなっていますか？

A 会員から提出される療養費支給申請書については事務局で内部点検を実施しております。署名誤り・記載事項誤り・押印漏れなどの事務的なミスは直ぐに会員へ連絡を行い、訂正等の対応を即座に依頼することにより返戻を未然に防ぎ、入金までの期間が短縮されます。また、近年増加している保険者や審査委託会社による「照会返戻」は本会保険部に於いて対策方法を協議し、会員へ返戻とならない為の適正な請求、施術録の記載要領等を会報誌や研修会等で具体的にお伝えしています。間違いなく返戻による未入金は減ります。

### Q 業界の最新情報は入手出来ますか？

A 現在様々な媒体やメディアによって情報が氾濫していますが、本会に於いては上部団体である（公社）日本柔道整復師会や、本会独自のネットワークによって得られる貴重な情報を会員にお伝えする環境が整っています。会員に対しては、毎月速報版にて各種保険関係の通達、行事の案内、業界ニュースなどをお伝えしています。また、最新の統計資料や業界の動向や事件、審査会の状況等について、行政・保険者・自賠責調査事務所より専門の講師を招いて保険研修会を開催しております。

### Q 療養費以外に関する情報も教えて貰えますか？

A 本会は社団設立 40 年を迎え、近年設立された療養費請求代行会社とは歴史と伝統に大きな差がございます。本会は公益社団法人ですので、一方的な通知やお知らせではなく、役員や事務局職員より療養費以外に関する事について親身に対応致します。労災保険や自賠責保険に関する情報、請求方法そして、クレーム対策や柔道整復師として守らないといけないルールや法律的な知識についてなど、会員が必要とする情報は永年の運営実績に裏付けされたノウハウとしてお知らせすることが出来ます。

### Q 賠償責任保険の取扱いはどうなっていますか？

A 万が一の事故に備える柔道整復師賠償責任保険についても、損保会社と団体契約を締結しております。1 院あたりの保険料金も業界最安値（2,480 円～/年間）となっており、補償内容も充実しています。詳しくは事務局迄お問い合わせください。

### Q 公益社団法人とは？

A 本会は公益社団法人という社会的信頼が絶大な法人組織ですので、営利を目的とせず、公益性が非常に高い法人です。本会の会館、土地、備品等は全て本会会員共有の財産となります。また、本会の行う公益事業については毎年年度末に監督官庁である鹿児島県に対し報告・更新を行うとともに県職員による立ち会い監査をクリアして公益性を確保しています。そして、会員から納付された大切な会費については、本会が実施する公益事業と共益事業に使用されています。会計の透明性については、毎月監査法人による外部監査並びに年に 2 回（上期・下期）全体監査を実施しており、適切な会計処理に努めています。なお、公益社団法人以外の請求代行団体（協同組合、株式会社等）については、納める会費は全て代表者や法人の利益となりますので、会費の使われ方が大きく異なります。

### Q 業界の将来が不安ですが大丈夫でしょうか？

A 業界の未来について、本当に国と交渉が出来るのは（公社）日本柔道整復師会しかありません。現在、任意の団体は 100 以上あると言われており、どの団体にも所属していない個人も増えていますので、要するにバラバラな状態です。今後日整がリーダーシップを取り、進んで行くこととなります。必要以上に悲観せず前向きに、失われつつある信頼を再構築するためにも、柔道整復師が一致団結する必要があります。我々の未来はこれからの将来を担う若い柔道整復師、つまり皆さんにかかっているとも言えます。

### Q 自費施術の取り扱いはどうなっていますか？

A 専用の施術室を設けるなど、決められたルールを守れば取り扱いは可能です。



## 主な行事

年間を通し、色々な行事が行われています。



通常総会



鹿児島県少年柔道大会



保険全体研修会



鹿児島県学術臨床学会



エビデンススタディミーティング



鹿児島マラソン救護活動



障害者施設ボランティア